



# 宮 崎 県 公 報

令和 2 年 12 月 23 日（水曜日）号外 第 40 号の 3

発行・印刷 宮 崎 県

宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号

発行 定 日 毎週月・木曜日

購読料（送料共） 1 年 44,400 円

## 目 次

頁

### 告 示

○家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等の  
移動及び搬出の禁止又は制限の変更 ----- (家畜防疫対策課) 1

## 告 示

### 宮崎県告示第 985 号の 3

令和 2 年宮崎県告示第 963 号の 2（家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等の移動及び搬出の禁止又は制限）を次のとおり変更する。

令和 2 年 12 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 禁止し、又は制限する家畜の種類  
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
- 2 禁止し、又は制限する物品  
病原体をひろげるおそれのある物品
- 3 禁止又は制限の対象となる区域
  - (1) 移動制限区域
    - ア 都城市高城町四家（大開、蕨ヶ野）、高城町有水（田辺）、高崎町笛水（平松、竹元下平、竹元東原、竹元西原、笛水東原、笛水前田、笛水村中、笛水前原、小川内）
    - イ 小林市野尻町紙屋（前平、実参、竹ノ下、下村、石切、古屋敷、内神田、花立原、上ノ原、枯木迫、中辻、池ノ尾、下谷、宮ノ尾、石瀬戸、松牟礼、黒園原、池ノ原、黒谷、今別府、立神原のうち市道新町沖ノ尾線の以西の区域）、野尻町東麓（丸岡、寺原、境別府、辻、一本松、一本柵）